

小谷村障害者活躍推進計画

機 関 名	小谷村役場
任 命 権 者	小谷村長
計 画 期 間	令和7年4月1日～令和11年3月31日（5年間）
小谷村における障害者雇用に関する課題	<p>小谷村役場においては、職員総数70名程度であり、令和7年6月1日現在の障害者の雇用率は2.82%であり、法定雇用率を達成しております。しかしながら、知的障害のある人については、これまでに採用実績がなく、適切な業務内容や人事管理のあり方を把握する必要があります。</p> <p>また、障害の特性は多岐にわたることから、その特性や能力に配慮した勤務形態の整備も求められています。</p>
目 標	
①採用に関する目標	各年度において、障がい者である職員の実雇用率について法定雇用率以上を達成する。
②定着に関する目標	障害の種類や程度に合った業務への従事を考慮し、不本意な離職者を極力生じさせない。
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ◆障害者職業生活相談員の選任の有無に関わらず、障害者である職員の相談窓口を設定し、庁舎内掲示等により周知する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	◆身体障がい等により従来の業務遂行が困難になった障がい者から相談があった場合には、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<ul style="list-style-type: none"> ◆相談窓口への相談のほか、人事評価面談の際、障がい者である職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ◆なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ◆募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。